

千葉県告示第 444 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 7 8 条の 5 第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1、第 8 5 条並びに第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示します。

令和元年 5 月 2 0 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

事業者の名称	指定に係る 事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止 年月日
地域生活支援 株式会社	晴れる家みやま	千葉県船橋市三山 7-10-10	地域密着型通所介護	平成 31 年 3 月 31 日
株式会社四葉	あゆみ居宅介護支 援事業所	千葉県千葉市若葉区 桜木 7-7-40	居宅介護支援	平成 31 年 4 月 30 日
株式会社サー ビスワン	千葉ムツミ福祉用 具	千葉県千葉市緑区お ゆみ野 1-21-6 2 階	福祉用具貸与、介護予 防福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、特定介 護予防福祉用具販売	平成 31 年 4 月 30 日